

供託書
(雑)



申請年月日 平成19年6月18日
 供託所の表示 高知地方事務局

780-0806
 高知市知寄町2丁目4-10-404
 坂本 茂雄

780-8570
 高知市丸の内1丁目2番20号
 高知県

供託金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	3	5	0	0

上記供託を受理する。
 供託金の受領を証する。



平成19年6月18日
 高知地方事務局
 供託官 森野 誠



民法第494条 平成19年度金第 261号

被供託者より供託者に対して下記日付で臨時評議会(平成19年5月8~10日)及び臨時評議会(平成19年5月15~17,21日)の諸会用形の手紙を提出した。7日間の費用弁償として下記金額が口座に振り込まれ供託者として、不当利得として受け取ることかごぞる旨の旨、被保証者より村上氏より提供した旨、受領を拒否したため、供託証を提出し、平成19年6月15日 平成19年5月分 25,000円
 臨時評議会 平成19年5月8,9,10日(2日間)
 臨時評議会 平成19年5月15,16,17,21日(4日間)

供託の原因たる事実

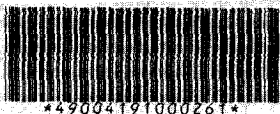
1. 供託により消滅する権利又は抵当権

2. 反対給付の内容

備考

供託書

(雑)



頁
1

申請年月日 平成19年6月18日

法令条項 民法第494条 平成19年度金第 261号

供託所の表示 高知地方法務局

780-0806
高知市知寄町2丁目4-10-404
坂本 茂雄

供託の原因たる事実
被供託者より供託者に対して下記日付で臨時議会(平成19年5月8~10日)及び総務委員会(平成19年5月15~17,21日)の議金用務のため送付した7日間の費用精算として下記金額の口座に預け込まれたが供託者として不当利得あり受け取りを拒否し、被供託者に対して15日提供し、受領を拒否したため供託します。
記 平成19年6月15日
平成19年5月分 25,000円
臨時議会 平成19年5月8,9,10日(3日間)
総務委員会 平成19年5月15,16,17,21日(4日間)

780-8570
高知市丸の内1丁目2番20号
高知県

- 1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権
- 2. 反対給付の内容

供託金額
百十億千百十万千百十円
¥35000

備考

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成19年6月18日
高知地方法務局
供託官 森野 誠

